

## 「地方自治法改正案」への意見書提出についての陳情

### 1 陳情の要旨及び理由

『国民の安全に重大な影響を及ぼす事態』が発生した場合、個別法に規定がなくても、国が自治体に法的義務を持つ指示を行うことができる」という「特例」を設けた地方自治法改正案が、政府によって今国会に提出されました。

この改正案は、同法で定められている「自治事務」に対しても政府が地方自治体に対して指示ができる内容になっており、同法が規定している「国の関与は最小限とし、地方公共団体の自主性・自立性に配慮したものでなければならない」という原則を損なう恐れがあります。

非常時においては災害対策基本法などの個別法により、十分に対応可能だと考えますが、この改正案が通れば、現場を最も熟知している基礎自治体の権限が奪われ、地方自治体がその状況に応じて自ら考え行動することが制限されることになり、むしろ町民の安全が守れなくなるのではないかと危惧します。

大磯町は、2003年に全国初の男女同数議会を実現させました。その後、多様性に富んだ町議会は独自のさまざまな改革を行い、開かれた議会へと歩みを進めています。町議会はまた、時の社会状況に応じて、国に対する意見書をこれまで数多く提出してきました。これらは、地方議会の主体性を示すものとして、大いに誇れる実績です。

このような大磯町の自主性・自立性を守り、日本の地方自治を後退させないよう、下記について陳情します。

### 2 陳情事項

1 地方自治の本旨に基づき、地方公共団体の団体自治や住民自治を制限するような地方自治法改正を行わないよう、政府に対して意見書を提出すること

大磯町議会議長 様

吉川 重雄 様

令和6年5月22日

神奈川県中郡大磯町東小磯 364-2-102

半田志野

080-5079-5715



署名簿は別紙添付